

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関するパブリックコメント

担当課 健康福祉部保健福祉課

意見の募集期間 令和7年12月15日から令和8年1月20日まで

意見提出者数 1人（電子メール）

意見提出件数 5件

意見の概要と市の考え方

反映区分		
A	計画等に反映させるもの	0件
B	計画等に反映済みのもの	0件
C	今後の参考とするもの	0件
D	計画等に反映できないもの	0件
E	その他の感想や質問など	5件

〔項目名 (施策等の案の項目別に整理すること) 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	インフルエンザは基本的にコロナと同様、「ただの風邪」であり、市として対策するほどのことでない。どうしても肺炎をこじらせて国内でも約3千人は毎年命を落とすこととなる。まず、免疫を上げて健康な体に保つことを市として考えるべきである。いつくるか否かわからない新興感染症等に対応する必要はないと考えます。宍粟市は「発酵のまち」とあるように健康に過ごすテーマがあります。食の中身や運動、ストレス発散を重点に施策を講じてほしいと思います。	本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市町村が策定することが義務付けられているものであり、その対象については、同法第2条第1項に掲げる新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症です。 感染症危機は、住民の生命、健康、生活、経済等に大きな被害を及ぼすことから、社会全体で実効的な対策を講じていく必要があります。 本行動計画は、政府行動計画や県行動計画の考え方と整合性を図り法の規定に基づき策定するものです。	E
2	「科学的根拠に基づいた情報の提供」とありますがそのほとんどが一方に偏った情報であり、本来のエビデンスではない場合が多い。コロナ時も厚労省などから事実と異なる情報を発信し訂正した経緯があり市としてもしつ	感染症危機は、住民の生命、健康、生活、経済等に大きな被害を及ぼすことから、国の統一的な見解に基づき社会全体で実効的な対策を講じていく必要があります。 なお、当市では新興感染症対策に関	E

	<p>かりその根拠を検証する必要がある。</p> <p>空気感染であるならパーテーションの意味があるのか？元気な人がマスクをする必要性？手洗いをする事の除菌の意味、PCR検査の目的、緊急事態宣言の是非…。など行動制限をされることについて、その殆どに意味を成しません。市として国が言うことが本当に正解なのか？きっちり検証してほしい。</p>	<p>する独自の検証を行う予定はありません。</p>	
3	<p>ワクチンについては、現在国内で接種後の死亡認定が2千人を超えている。重篤な副反応疑いも数万人規模で発生している。しかし、なぜニュースで公表しないのか？接種をやめないのか？mRNAワクチンは完全なる薬害である。市民の命と健康を預かる行政として医師としてしっかりと責任を持って接種の判断をしてほしい。また、この接種はあくまで任意なのであり摂取する者への補助はやめてほしい。更に任意であるにもかかわらず職場や近隣住民などから摂取しないことへの差別が横行するのもしっかりと行政として対応してほしいと思います。</p>	<p>偏見や差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発に関しては、本計画第3部第2章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」でお示しています。</p> <p>また、ワクチン接種等に関しては、予防接種法や予防接種に関するガイドライン、その他国の指針や制度に基づき対応することとなります。</p>	E
4	<p>基本的にサーズ、マーズ、コロナ等は、世界で特許取得されている物であり、つまり言い換えれば人工ウィルスであるという認識を持つべきです。グローバリズムの中から発生している計画であり国や市はそんなものにつき合う必要はありません。迷惑です！</p>	<p>本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市町村が策定することが義務付けられているものです。</p>	E
5	<p>本当のエビデンスをしっかりと調べ、その状況を市民に提供してほしいと思います。ワクチンを打っても打たなくても結局大差はありません。</p>	<p>政府行動計画では、「国及びJIHSは、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、治療法のエビデンスレベルの向上に努める。」と規定されており、国において対応することとなります。</p>	E